

子ども・子育て支援新制度において条例で定める各基準について

条例制定の必要性

・新制度では、保護者が市に教育保育の必要性を申請して、それに基づいて市が認定を行います。認定を受けた保護者が、認可や運営の基準を満たした施設や事業者を利用した場合に市から給付が行われる仕組みです。

このため、施設の認可や運営に係る基準を策定する必要があります。

条例制定の基準

- ①従うべき基準 国が定める基準に従い定めるべきのもの
- ②参酌すべき基準 国が定める基準を参酌して定めるべきもの

市町村に策定が義務付けられている条例

- ①特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ②家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

1. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（確認基準）

新制度では、認可を受けていることを前提に施設・事業者からの申請に基づき、認定区分ごとの定員を定めた上で市町村が対象施設・事業として確認し、給付の対象とすることになっています。

このため、確認を受けた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を市が条例で定めなければなりません。

※ 既存の幼稚園、保育所、認定こども園は、別段の申し出をしない限り、施設型給付を受ける確認があったものとみなされる。（みなし確認）

特定教育・保育施設

認定こども園・幼稚園・保育所

特定地域型保育事業

小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育

[従うべき基準]

- ・ 特定教育・保育施設の利用定員
- ・ 特定教育・保育施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

[参酌基準]

- ・ その他の事項

[従うべき基準]

- ・ 特定地域型保育事業の利用定員
- ・ 特定地域型保育事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

[参酌基準]

- ・ その他の事項

2. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（認可基準）

小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の4類型が市町村の認可事業として児童福祉法に位置付けられました。認可基準は国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めなければなりません。

この基準は、事業を認可する際の基準となるものです。

家庭的保育事業等

原則として、満3歳未満の子どもに対して保育を行う市町村の認可事業

①小規模保育事業（定員：6人以上19人以下）

②家庭的保育事業（定員：5人以下）

家庭的保育者の居宅等において保育を行う。

③居宅訪問型保育事業

子どもの居宅において、家庭的保育者による保育を行う。

④事業所内保育事業

事業所内の施設において、従業員の子どもに加え、一定割合の地域の子どもを保育する。

[従うべき基準]

- 職員の資格、員数

- 乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に関連するもの

[参酌基準]

- その他の事項

3. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（運営基準）

放課後児童クラブを行う事業者が遵守すべき基準となるものです。

放課後児童クラブの設備及び運営については、市町村が条例で基準を定めなければなりません。

放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象に、その健全な育成を図るため、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する事業

[従うべき基準]

- 放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数

[参酌基準]

- その他の事項

認定区分
1号認定 満3歳～5歳保育の必要性なし
2号認定 満3歳～5歳保育の必要性あり
3号認定 0歳～2歳保育の必要性あり

施設・事業の種類		認可主体	確認主体	給付
教育・ 保育施設	認定こども園 ①幼保連携型 ②幼稚園型 ③保育所型 ④地方裁量型	大阪府	泉大津市	泉大津市
	幼稚園 注1)			
	保育所	泉大津市		
地域型 保育事業	①家庭的保育事業	泉大津市	泉大津市	泉大津市
	②小規模保育事業			
	③事業所内保育事業			
	④居宅訪問型保育事業			

注1) 新制度へ移行しない幼稚園は、私学助成の対象となるため上記に含まない。

放課後児童健全育成事業	泉大津市へ 届出	—	泉大津市
-------------	-------------	---	------